

この書類は、おねがい会員に登録されている皆様へお送りしています

幼児教育・保育の無償化制度により、 ファミリー・サポート・センター利用料金が 補てんされる場合があります

1 対象(①及び②に該当)

① 0歳児から5歳児のお子さんに関する援助であること

(ただし、0歳児から2歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯であること)

② ①のお子さんについて、恒常に家庭で保育ができないと認定され、かつ保育所・幼稚園・認定こども園に入所できていないこと

2 対象となる利用料金

「預かり」「預かりと送迎」の利用料が対象となります。

(送迎のみの場合や送迎にかかる交通費、ごはん代、キャンセル料は対象外となります。)

3 無償化の上限額

・ 3歳児から5歳児までのお子さん1人につき、月額上限37,000円

・ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さん1人につき、月額上限42,000円

※上限内で一時預かり事業や病児保育事業などのサービス併用が可能です。

4 事前確認

無償化の対象となるかの事前確認を行いますので、まずは下記問い合わせ先までお問合せください。

5 お支払方法

所定の請求書および添付書類を提出してください。(年4回支払)

※まかせて会員への利用料金は通常どおりお支払いください。

無償化に関する問い合わせ先
飯塚市役所 子育て支援課
TEL : 0948-22-5500
(内線: 1112)

※援助活動や会員登録などに関するお問合せはファミリー・サポート・センターいいづか(福岡ソフトウェアセンター)までお願いします。
TEL : 0948-43-3324(直通)
E-mail : f-sapo-e@fsc-go.co.jp